

「令和 7 年度森林・林業を活かして地域を興す女性リーダーセミナー」参加者による林業就業促進地域活動助成金について

1. 助成対象者

全国林業研究グループ連絡協議会主催の「令和 7 年度森林・林業を活かして地域を興す女性リーダーセミナー」に参加した者

2. 1 の助成対象者が、女性林業者や林業に関心のある女性を対象とした、地域で開催する林業の説明会や相談会、体験会等（※）の事業を実施するために直接かつ追加的に必要な経費

※助成対象活動例

- ・地域の森林・林業についての勉強会
- ・地域産品を使った 6 次産業化商品開発を行うための勉強会
- ・女性林業者のネットワークづくりのための勉強会
- ・女性林業者の技術向上のための勉強会
- ・女性林業者への安全研修会の開催
- ・林業女性のための安全講習、目立て、メンテナンス体験
- ・チェーンソー講習会・体験会
- ・セミナーに登壇した講師を招いた講演会の開催

3. 助成対象経費

補助率	助成対象経費
定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、資機材整備費、保険料

4. 補助対象経費の範囲及び算定方法

費 目	内 容
技術者給	事業実施主体が本事業を実施するために必要となる業務を行う者に対して支払う実働に応じた対価です。 なお、技術者給の算定に当たっては、別紙「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃金	事業実施主体が本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。 単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。
謝金	企画、講習会、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た事業実施主体以外の者に対する謝礼に必要な経費とする。 単価については、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設

	定することとする。
旅費	事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な交通費とする。
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水料等の経費とする。
ア消耗品費	文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
イ印刷製本費	資料、文書、図面、パンフレット等の印刷や製本に必要な経費とする。
ウ光熱水料	電気、水道、ガスの使用料を支払うために必要な経費とする。
役務費	原稿料、通信運搬費、普及宣伝費、試験・検査費等の人的サービスに対して支払う経費とする。
ア原稿料	報告書等の執筆者に対して、実働に応じて支払う対価とする。
イ通信運搬費	郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。
ウ普及宣伝費	マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする（事業実施主体が発行する雑誌、ホームページ等への掲載は技術者給、需用費等で計上するものとする）。
エ試験・検査費	研究・開発等における試験料、検査料の支払に必要な経費とする。
委託費	助成の目的である本事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・監査、取りまとめ等）を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする（委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。）。委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとする。 なお、本事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務を委託すると、本事業の対象要件に該当しなくなるので、委託内容については十分検討する必要がある。
使用料及び賃借料	車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費とする
資機材整備費	資機材の整備に係る経費とする。
保険料	体験活動等において、様々な事故による傷害や賠償責任などを補償するため、当該活動に参加する者が保険に加入するために必要な経費とする。 ただし、保険期間は、活動等開催日の午前 0 時から当該活動等終了日の午後 12 時までの間のうち、行事に参加するために所定の場所に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ主催者の管理・監督下にある場合に限るものとする。